



広報ぬまた お知らせ版



平成28年1月21日発行 第967号(1/3)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <http://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

特別養護老人ホーム旭寿園臨時職員(介護員)を募集します

- 募集人員 若干名
- 勤務内容 介護業務(食事・入浴等)、及び日常生活支援
- 応募資格 概ね65歳までの方(介護経験は問いません)
- 応募方法 履歴書(市販のもの)に写真を添付し、下記まで提出してください。(郵送可)
- 選考方法 書類選考後、面接
- 雇用・待遇
 - ・【雇用期間】 平成28年2月1日～平成28年3月31日
(1カ月試用期間あり、雇用期間更新あり)
 - ・【勤務時間】 5:30～19:30の中で交代勤務
1日:7時間30分
勤務日数及び時間は相談に応じます。
 - ・【賃金】 **賃金・資格手当を増額改定しました。**
月 額 145,000円(月20日程度、社会保険等加入あり)
資格手当 4,000円/月
日 額 7,000円(日数は要相談)
介護福祉士の方7,200円
賞与:1年以上勤務の介護員には勤務年数に応じて支給します。
- 応募先・お問合せ先 特別養護老人ホーム旭寿園 (担当:谷口・森田)
沼田町旭町3丁目5番25号 ☎35-2611

2月7日は北方領土の日

- 我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞諸島の北方四島の早期返還実現に向け、毎年2月7日の「北方領土の日」を中心に、1月21日から2月20日を「北方領土の日特別啓発期間」として、全国各地において北方領土講演会やパネル展、キャラバン活動などが行われています。
- 本町でも1月21日から2月20日の期間中、健康福祉総合センター「ふれあい」1階ラウンジにおいて北方領土返還要求の署名コーナーを設置しておりますので、署名にご協力下さいますようお願いいたします。
- お問合せ先 総務財政課総務グループ ☎35-2111

特別養護老人ホーム旭寿園臨時職員(調理員)を募集します

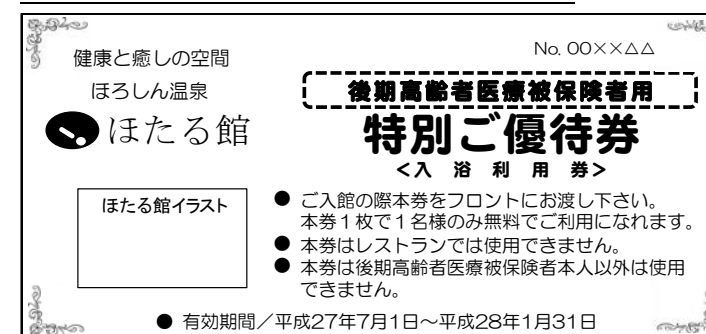
- 募集人員 1名
- 勤務内容 旭寿園・デイサービス利用者の食事調理
- 応募資格 概ね65歳までの方
- 応募方法 履歴書(市販のもの)に写真を添付し、下記まで提出してください。(郵送可)
- 選考方法 履歴書審査と簡単な面接(面接日は追って連絡します。)
- 雇用・待遇
 - ・【雇用期間】 平成28年2月1日～平成28年3月31日
(1カ月試用期間あり、雇用期間更新あり)
 - ・【勤務時間】 ① 5時35分～14時00分
② 7時30分～16時00分
③ 10時45分～19時15分
④ 15時15分～19時15分
 - ・【勤務日数】 月に14日～18日(雇用保険の加入有り)
 - ・【賃金】 月額110,000円・日額5,900円
- 応募先・お問合せ先 特別養護老人ホーム旭寿園 (担当:谷口・森田)
沼田町旭町3丁目5番25号 ☎35-2611

後期高齢者の皆様へ

平成27年6月末に後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へお配りした、特別ご優待券(温泉入浴券)の有効期限は**平成28年1月31日**までとなっておりますので、お知らせいたします。

有効期限後は使用できませんので、お早めにご利用下さい。

なお、今年の4月に配布された黄色の町民優待券とはご利用期間が異なるため、お間違えのないようご注意ください。



後期高齢者医療被保険者用と記載されている券が**平成28年1月31日までの有効期限**となっております。

※今回有効期限切れとなる券は**オレンジ色**の特別ご優待券です。

■お問合せ先 保健福祉課保険グループ ☎35-2120

臨時福祉給付金申請受付中です！！

沼田町では、平成26年度に臨時福祉給付金が支給された皆様に、「支給対象となる可能性のある世帯」として臨時福祉給付金申請書（請求書）を送付しています。

◎申請書等が届いていない方でも、非課税で同居の課税されている方の扶養親族となっていない方など、給付金の支給対象者となる場合がありますので、ご確認のうえ役場保健福祉課福祉グループ窓口にご相談又は、本人確認書類・振込先金融機関口座確認書類・印鑑をご持参のうえ、手続きを行ってください。

手続きは、平成28年2月12日（金）までに役場保健福祉課「福祉グループ」窓口（☎35-2120）に申請書に関係書類を添えて提出してください。

☆支給対象者は『市町村民税（均等割）が課税されていない方』です。ただし、「市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族等」及び「生活保護制度の被保護者等」は対象となりません。（支給額は、支給対象者1人につき6千円です。）

【申請に必要な書類等】

- （1）臨時福祉給付金申請書（保健福祉課窓口準備しています。）
- （2）本人確認書類（支給対象者全員分の運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券等写真付きのものが好ましいですが、無い場合は健康保険証等の写しとします。）
- （3）振込先金融機関口座確認書類（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し、
※平成26年度に臨時福祉給付金を受給された方で、同じ口座に振り込みを希望される方は、提出が不要です。）
- （4）印鑑

◆臨時福祉給付金に関する各種お問合せと申請書等の提出先

保健福祉課福祉グループ（担当：瀧本・高橋・阿部）☎35-2120

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業による健康被害の救済について

平成22年4月1日～平成25年3月31日の期間において、乳幼児のヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、又は、中学生の子宮頸がんワクチンを接種された方で、下記に該当する方は、保健福祉課健康グループ（☎35-2120）へお申し出ください。

「健康管理支援手当」の支給対象になる場合があります。

予防接種後に異常があらわれ、医療機関を受診し、予防接種による副作用であると診断を受けたが、入院相当ではない（入院する必要はない）と判断された方。

■お問合せ先 医薬品医療機器総合機構 相談窓口 ☎0120-149-931
保健福祉課健康グループ ☎35-2120

申請受付中！！（平成28年1月31日まで）

沼田町では、中学生以下までのお子さんを養育されている家庭に『沼田町子育て世帯冬季暖房経費助成（商品券の交付）』を行います。

町内にお住いの義務教育終了前までのお子さんを養育されている家庭へ、経済的な負担軽減と健全な子育てが行われる家庭環境づくりの一助として『沼田町子育て世帯冬季暖房経費助成（商品券の交付）』を実施することといたしました。

助成の対象者予定となる保護者の方には、役場から通知をお送りしておりますので内容をご確認のうえ、申請の手続きを行ってください。

【助成の対象者となる方】

平成27年12月1日現在で沼田町住民基本台帳に登録されている義務教育終了前までのお子さん（平成12年4月2日以降に生まれたお子さん）を養育している保護者の方が対象です。

※商品券交付前に町外に転出した場合や、公共料金等を滞納し計画的に滞納額の解消がなされない方は、助成の対象者とならない場合があります。

【助成の決定により交付される商品券の額】 1世帯当たり10,000円分の商品券

【申請の方法】

役場保健福祉課福祉グループ（子育て支援推進室）窓口に次のものをご持参ください。

- ①子育て世帯冬季暖房経費助成申請書（兼公共料金納入状況閲覧同意書）
- ②健康保険証等（身分を証明できるもの）
→保護者（申請者）と義務教育終了前までのお子さん **全員分**
- ③印鑑

【申請受付期間】 平成28年1月31日まで

【商品券の交付時期及び利用期間】

商品券は、支給を決定した後に、別途対象者の方にお知らせします。

※利用期間 商品券の発行の日（支給開始初日）から6ヶ月間※

■お問合せ先 保健福祉課福祉グループ（子育て支援推進室）☎35-2120

※注）平成27年12月15日付けで支給決定された方には、平成27年12月21日発行の商品券（利用期間 6ヶ月間）を配布中です。役場保健福祉課窓口でお早めにお受け取りください。



広報ぬまた お知らせ版



平成28年1月21日発行 第967号(2/3)

ピカソー 発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <http://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

福祉灯油代の助成について

町では、在宅福祉の向上を目的に、次の世帯の方からの暖房用灯油代の助成申請を受け付けします。

■助成内容

12月1日・1月1日・2月1日・3月1日現在の灯油価格を基準として、それぞれ25ℓ分と消費税を含め灯油100ℓ相当額を支給します。

■申請期間 只今受付中 ～平成28年3月18日（金）まで

■申請方法 以下の要件を満たす方は、印鑑と振込口座名義の預金通帳を持参の上、役場保健福祉課で申請してください。

対象世帯

『町民税非課税世帯』又は『町民税均等割のみ課税世帯』で次のいずれかに該当する世帯です。

※12月1日（基準日）現在、町に現に居住している世帯。（入院者を除く）

- 『世帯主70歳以上で同居親族65歳以上の世帯』又は『70歳以上の独居世帯』
- 『身障手帳1・2級所持者の収入で生計を営んでいる世帯』
- 『義務教育期間終了前のお子さんを養育している母子・父子世帯』
- 『生活保護法による被保護世帯』

高齢者の通院用ハイヤー等の利用助成について

在宅福祉の向上を目的に、高齢者ハイヤー等の利用助成の申請を受け付けますので、希望される方は、地区担当の民生委員にご相談のうえ申請してください。（随時受付中です。）

■助成内容 『町内及び町外病院等への通院』に利用するハイヤー等の利用料金として1枚500円を助成します。

■利用期間 平成27年12月1日（火）～平成28年3月31日（木）までの4ヶ月間

■助成枚数 20枚の助成券を交付（一度に複数枚の利用も可能です。）

（役場を中心に半径2.5kmを超える地域にお住まいの方は30枚）

対象者の要件

『町民税非課税世帯』又は『町民税均等割のみ課税世帯』で次の要件に該当する方です。（生活形態上の世帯）

※12月1日（基準日）現在、町に現に居住している方。（生活形態上の世帯）

- 『65歳以上の方』で冬期間の町内外病院等への通院が困難な方

◆経過措置 『町民税所得割課税世帯』の方で要件に該当する場合は、平成27年度に限り、上記助成枚数の半数を助成します。（助成券10枚交付、半径2.5km超地域にお住まいの方15枚）

高齢者等世帯のみなさまへ 助成申請受付中です！！

除雪費の助成について

1

除雪費の一部を助成します！

- 除雪範囲 （1）玄関前の除雪 （2）屋根・窓の除雪
住宅に隣接している車庫や物置の屋根雪降ろし・窓透かしも対象になります。
- 助成内容 委託業者等へ支払った額の2分の1を支給します。
（但し(1)・(2)それぞれ1シーズン非課税世帯は2万円、均等割のみ課税世帯は1万円が限度です。）
※1シーズンとは、原則12月1日から3月31日までとします。
- 申請期間 只今受付中 ～平成28年3月18日（金）まで
- 申請方法 以下の要件を満たす方は、委託業者等との契約書及び領収書（領収書は、後日、代金支払い後でも可です。）、印鑑と振込口座名義の預金通帳を持参の上、役場保健福祉課で申請してください。

対象世帯

『町民税非課税世帯』又は『町民税均等割のみ課税世帯』で次のいずれかに該当する世帯です。（生活形態上の世帯）

※12月1日（基準日）現在、町内に住所を有し、現に居住している世帯（生活形態上の世帯）

- 『世帯主70歳以上で同居親族65歳以上の世帯』又は『70歳以上の独居世帯』
- 『65歳以上の身体障がい者』又は『世帯全員が病弱で除雪が困難な世帯』

2

玄関までの通路を1シーズン2,000円で除雪します！【除雪サービス】

- 除雪範囲 玄関までの通路（屋根雪の処理、窓すかしは行いません。）
- 利用料金 1シーズン2,000円（月当たり500円）
※1シーズンとは、原則12月1日から3月31日までとします。
- 申請期間 随時受付中です
- 申請方法 地区担当の民生委員を通じて申請をしてください。

対象世帯

『高齢者世帯』及び『身体障がい者世帯等』で、『病弱で自力で除雪することが困難な世帯』が対象です。

※①の玄関前と②を重複して利用する事はできません。ご注意ください。

※ただし、非課税世帯の方は、「屋根・窓の除雪」のみ重複して利用が可能です。

《このページに記載されている年齢要件は、平成28年3月31日現在の年齢とします。》

このページに関するお問合せ先 保健福祉課 福祉グループ 電話 35-2120

身体障害者手帳をお持ちの皆様へ

- ・平成29年7月から、身体障害者手帳情報のマイナンバー制度による活用が始まります。
- ・制度の円滑な運用には、手帳情報の正確な登録が不可欠です。
- ・あなたやご家族がお持ちの身体障害者手帳をご確認ください。

次の場合は「届出」や「再交付申請」が必要になりますので、早めのお手続きをお願いします。

■「届出」が必要なもの

- ①氏名に変更があったとき ②沼田町内で住所が変わったとき
- ③他の市町村から転入したとき ④お亡くなりになられた方の古い手帳があるとき

■「再交付申請」が必要なもの

- ①何らかの事情で身体障害者手帳を2冊お持ちのとき
(例)・番号の違う2冊の手帳 ・「障害名」「住所」などの内容の違う2冊の手帳

■こんなときもお問い合わせください

- ①障害程度等が変わったとき ②手帳を紛失して手元にないとき
- ③手帳が汚れたり破損して文字や顔写真が不鮮明になっているとき

■届出・お問合せ窓口 保健福祉課福祉グループ ☎35-2120

冬道での交通事故防止について

◇ 余裕を持った運転を

冬道は天候状況や積雪による渋滞が発生するなど、思った以上に時間がかかります。目的地までの天気や道路状況を事前に把握して、時間に余裕を持って出発しましょう。

◇ 車間距離は夏場の2倍以上

冬道での事故で最も多いのは、スリップによる追突事故です。スピードダウンを心がけるとともに、車間距離を夏場の2倍以上保って、交通事故を防止しましょう。

◇ 「急」のつく運転操作をしない

急発進、急加速、急ハンドル、急ブレーキといった「急」のつく運転操作はスリップにつながり危険です。路面状態にあわせた慎重な運転を心がけましょう。

◇ 交差点に注意

雪山で交差点の見通しが悪くなっています。「歩行者が横断するかもしれない」と危険を予測して、徐行と安全確認を徹底しましょう。

◇ 悪天候に注意

吹雪や大雪など悪天候時の運転は、吹きだまりや視界不良による立ち往生等の危険が伴いますので、不要な外出は控えましょう。

やむを得ず車で外出するときは、事前に道路情報を確認するとともに、防寒具やスコップを準備しましょう。

■お問合せ先 沼田警察署 ☎35-3110

北海道小児救急電話相談 開設時間延長について

道内在住または滞在している子どもの保護者等を対象に、「すぐに医療機関を受診した方がいいのかしら?」「転んで頭をぶつけた。どうしよう。」「熱が出た。何℃まで様子を見たらいいのかしら?」等に対応する「北海道小児救急電話相談」の開設時間が延長されました。

- 相談時間 毎日夕方7時から夜11時まで ⇒ 毎日夕方7時から翌朝8時まで
- 電話番号 (011) 232-1599 又は #8000 (短縮ダイヤル)

※ I P 電話、ひかり電話及び P H S からはつながりません。

- 夕方7時から夜11時までは道内の小児科医・看護師が対応し、夜11時から翌朝8時まではコールセンター(道外の小児科医・看護師)が応じます。電話相談は家庭での一般的対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療はできませんのであらかじめご了承ください。

■お問合せ先 北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療グループ

☎電話011-231-4111 (内線25-326)

巡回無料法律相談会のお知らせ

旭川弁護士会は、下記日程で巡回無料法律相談会を開催します。

実際にまだ、法律問題にはなっていないくとも、心配事等がある場合には是非弁護士の無料相談をご利用ください。あらかじめ法律の知識を身に付けておくことで重大なトラブルを回避できることもあります。

○1月の相談会の日程

日 時 平成28年1月27日(水) 午後2時00分～
場 所 沼田町健康福祉総合センター ふれあい相談室
相 談 料 無料です

ご予約・お問合せ先 沼田町役場総務財政課 ☎35-2111

○地元では相談しにくいという方は町外での相談会に申込みすることができます。

日 時 平成28年2月16日(火) 午後1時00分～
場 所 妹背牛町老人福祉センター
相 談 料 無料です

ご予約・お問合せ先 妹背牛町役場健康福祉課健康福祉グループ ☎32-2411

※予約がない場合でも相談は受けられますが、予約された方が優先となりますので、ご了承ください。



広報ぬまた お知らせ版

平成28年1月21日発行 第967号(3/3)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <http://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp



平成28年度沼田町奨学資金貸付奨学生を募集します

町では、次のとおり平成28年度の沼田町奨学資金貸付奨学生を募集しています。
この事業は、学業成績が優秀で経済的理由により就学が困難な方に対し、学資を無利子で貸与する制度です。

- ◆募集人員 高等学校（2名） 月額15,000円以内
大学等（4名） 月額30,000円以内
- ◆提出書類 ①奨学生願書 ②奨学生推薦書
③同意書（課税状況について税務担当部局に報告を求めることへの同意）
※用紙は教育委員会にあります。
- ◆申込締切日 平成28年3月31日（木）
- ◆選考・決定時期 平成28年4月末～5月上旬

※なお、奨学生であった方が、町内で農業後継者又は商工事業後継者として就労した時は、農業委員会又は商工会の証明を得て、奨学資金返還免除の申請をすることができます。

◆申込・お問合せ先 教育委員会 ☎35-2132

各地区活性化センターの管理人について

各地区活性化センターの管理人は次のとおりとなっておりますので、活性化センターを使用する際には各管理人宅へお問合せくださいますようお願いいたします。

施設名	管理人	管理人電話番号
共成地区活性化センター	伊藤愛子	35-3173
北竜地区活性化センター	岩澤恵子	35-1400
恵比島地区活性化センター	嶋貫玲子	35-2070

※北竜地区活性化センターの管理人が変更となっております。

●お問合せ先 沼田町教育委員会 ☎35-2132

公営住宅募集情報

沼田町では、次の公営住宅等入居者を募集しております。

【申込資格】 ※全て満たすこと。

- 住宅に困窮しており、月額収入158,000円以内の世帯
※（スコーレビレッジ（旭町）については月額収入158,000円以上487,000円以下）
- 暴力団員ではないこと

※政令月収を超えていたり、世帯向住宅に単身の方でも入居できる場合がありますが制限がありますのでご相談ください。

※詳細は町のホームページでご確認ください。

団地	建設年度	間取り	単身者・世帯向 詳細等	家賃 ※収入により異なります	募集戸数	募集状況
スコーレビレッジ （旭町）	H4	1K	単身者向 1号棟104号室	35,000円	1	随時 募集中
緑町	S56	3LDK	世帯向 18棟130号室	13,200円～	1	2/1 締切
	S56	3LDK	世帯向 17棟123号室 19棟143号室 21棟139号室	13,200円～	3	随時 募集中
	H2	3LDK	世帯向 59号棟201号室	15,400円～ （他に給湯器の リース料）	1	
	H8	2LDK	世帯向 C棟102号室	15,400円～	1	
	H8	3LDK	世帯向 A棟305号室 B棟305号室 B棟306号室	15,400円～ （他に給湯器の リース料）	4	
ガーデン タウンぬまた （旭町）	H7	3LDK	世帯向 A棟203号室	21,400円～ （他に駐車場・給 湯器のリース料）	1	随時 募集中
	H7	3LDK	世帯向 B棟403号室	21,400円～ （他に駐車場・給 湯器のリース料）	1	
	H8	3LDK	世帯向 C棟402号室 C棟404号室	21,400円～ （他に駐車場・給 湯器のリース料）	2	
	H8	3LDK	世帯向 A棟402号室	21,400円～ （他に駐車場・給 湯器のリース料）	1	
高齢者住宅 （旭町）	H7	2LDK	世帯向 2-203号室	20,000円～	1	随時 募集中

■お問合せ先 住民生活課生活環境グループ ☎35-2115

平成28年・29年度「国有林モニター」の募集について

林野庁北海道森林管理局では、国民の皆様には国有林の役割や現状等をご理解いただくとともに、国民の幅広い意見を把握し国有林野の管理経営に役立てるため、平成28・29年度の「国有林モニター」を下記のとおり募集します。

【募集人数】 48名

【依頼期間】 平成28年4月から平成30年3月（2年間）

【依頼内容】 ・国有林や森林・林業に関するアンケート調査への回答
・モニター会議・現地見学会への出席（規定に基づき交通費支給）
・国有林野の管理経営に関する意見・提言などの提出
※林野庁や森林管理局の広報資料などを定期的にお送りします。

【応募資格】

北海道にお住まいで、国有林に関心のある満20歳以上（平成28年4月1日時点）の方。
※国会・地方議会議員、地方公共団体の長、常勤の国家公務員、林野庁OB、森林・林業担当の自治体職員及び平成26・27年度の国有林モニターは除きます。

【募集期限】 平成28年2月26日（金）（必着）

【応募方法】

以下の必要事項をご記入の上、郵送・FAX・メールのいずれかの方法でご応募ください。

(1)氏名（ふりがな）、(2)性別、(3)住所（郵便番号）(4)生年月日・年齢、(5)職業、(6)電話番号、(7)国有林モニターを知ったきっかけ（〇〇新聞、〇〇のホームページなど）、(8)応募理由（100字程度）

※ご応募いただいた個人情報、は、国有林モニターに関する目的以外には使用いたしません。

【選考結果】

- ・平成28年3月末までに依頼状の発送をもってお知らせします。
- ・選考結果に対する個別のお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

【その他】

- ・アンケートの回答、ご意見、ご提言は匿名にて公表する場合があります。
- ・モニターから提出いただいたご意見、ご要望に対して個別にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

■応募・お問合せ先 〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 企画課 国有林モニター担当
☎011-622-5228・FAX011-622-5194
Eメール h_kikaku@rinya.maff.go.jp

ほろしん温泉「特別優待券」をご利用ください

昨年5月に、ご家庭に配布しました『ほろしん温泉特別ご優待券（入浴・レストラン・そば処・岩盤浴共通利用券）』は、もうご利用になりましたか？

有効期限がせまっています。まだご利用になられていないご家庭は、是非ご利用下さい。

◆有効期限 平成28年3月31日まで

※「特別ご優待券」の色は黄色です。

◆お問合せ先 住民生活課 ☎35-2115

日曜・祝日当番医のお知らせ

- ◆1月31日（日）
歯科系…杉村歯科医院 ☎22-2323
内科・外科系…深川市立病院 ☎22-1101
- ◆2月7日（日）
歯科系…新十津川パンダ歯科 ☎0125-76-3202
内科・外科系…深川市立病院 ☎22-1101
- ◆2月11日（木）
歯科系…中神歯科医院 ☎35-2456
内科・外科系…深川市立病院 ☎22-1101

1月24日から2月12日までの行事予定

	行事名	時間	場所
1月24日（日）	スポレック大会	13:30	町民体育館
25日（月）	萌の丘ハイキング（軽スポーツ）	9:00	町民体育館
	つながる塾つくる編	18:30	ふれあい
	フィットネス教室	19:00	ゆめつくる
26日（火）	高齢者サロン	10:00	緑町コミュニティセンター
	HIPHOP ダンススクール	18:30	ゆめつくる
28日（木）	スポーツクラブ定期利用	19:00	町民体育館
29日（金）	雪合戦教室	19:00	町民体育館
2月1日（月）	Kikkake づくり講座	18:30	ゆめつくる
	スノーボード教室（ナイター）	19:00	高穂スキー場
4日（木）	スポーツクラブ定期利用	19:00	町民体育館
5日（金）	萌の丘ハイキング（軽スポーツ）	9:00	町民体育館
	雪合戦教室	19:00	町民体育館
8日（月）	フィットネス教室	19:00	ゆめつくる
	スノーボード教室（ナイター）	19:00	高穂スキー場
9日（火）	HIPHOP ダンススクール	18:30	ゆめつくる
11日（木）	スポーツクラブ定期利用	19:00	町民体育館
12日（金）	フロアカーリング	10:00	ふれあい
	デュークエイセスコンサート	18:00	町民会館